

用語の説明

歳入科目

一般会計の歳入は次のような科目に分けられています。

県税 県の行政に要する経費を賄うために、地方税法等の規定に基づいて県民の皆さんや県内に事業所を持つ法人等に納めていただく税です。現在、県民税、事業税、地方消費税、自動車税、軽油引取税など13税目となっています。

なお、本県では、青少年のための教育・文化事業、老人・心身障害児(者)のための社会福祉事業及び勤労者のための福祉事業あるいは中小企業対策の促進を図るため、法人県民税について昭和50年9月1日以降終了する事業年度分から、また、緊急に実施を必要とする中小河川の整備を始め地盤沈下地域等の防災事業のため、法人事業税について昭和52年2月1日以降終了する事業年度分から、それぞれ超過課税を実施し、法人県民の皆さんの理解と協力により負担をお願いしています。また、平成21年度からは、森と緑が有する環境保全、災害防止等の公益的機能の維持増進のために、「あいち森と緑づくり税」として、県民税の均等割について超過課税を実施し、負担をお願いしています。

地方消費税清算金 国から払い込まれた地方消費税については、消費地と課税地を一致させるため、小売年間販売額等、消費に関連する指標により、各都道府県間で清算することとされており、この仕組みの中で他の都道府県から支払われることによる収入です。

地方譲与税 国が徴収する地方揮発油税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。

地方特例交付金 国から地方公共団体へ交付されるもので、その内容は次の二種類があります。

〔児童手当及び子ども手当特例交付金〕平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加、並びに平成22年度の子ども手当制度の創設に

伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として、交付されるものです。〔減収補填特例交付金〕平成20年度から設けられた交付金で、税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を住民税から控除することになったことに伴い生じる減収を補填するため、当分の間の措置として、交付されるものです。

地方交付税 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%及び国のたばこ税の25%が充てられています。

交通安全対策特別交付金 地方公共団体の道路交通安全施設整備のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を基準として国から交付されるものです。

分担金及び負担金 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき賦課徴収するものです。

使用料及び手数料 県の施設や行政サービスを利用する人々から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。

国庫支出金 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。

〔国庫負担金〕義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。

〔国庫補助金〕国が費用の一部又は全部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。

〔国庫委託金〕国勢調査事務など本来国の行うべき事務について国が経費の全部を負担して地方公共団体が事業を実施するものです。

財産収入 県の財産を貸し付けたり売り

払うことによる収入です。

寄附金 県以外から金銭を譲り受けるものです。

繰入金 特別会計や基金などから一般会計に繰り入れるものです。

繰越金 県の前年度の余剰金を受け入れるものです。

諸収入 県税の延滞金や預金利子、県からの貸付金の元利償還金、収益事業収入などさまざまなものが含まれています。

この他、歳入科目として、**県債**があります。

歳出科目

一般会計の歳出は、目的別(款別)に議会費、総務費、地域振興費、県民生活費、環境費、健康福祉費、産業労働費、農林水産費、建設費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費の15項目に分けられています。

また、歳出を性質別に分類する方法として、本県では独自に義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)、投資的経費(公共事業、単独事業及び災害復旧事業)、その他の経費(単独補助金、貸付金、繰出金等)の三つに分類しています。